

## 議案第 2 号

### 大口町個人情報保護条例の一部改正について

大口町個人情報保護条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

平成 3 0 年 2 月 2 8 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

#### (提案理由)

この案を提出するのは、国の個人情報の定義が見直されたことに伴い、本町が扱う個人情報についても同等の扱いとする必要があるため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。



## 大口町個人情報保護条例の一部を改正する条例

大口町個人情報保護条例（平成16年大口町条例第17号）の一部を次のように改正する。

第1条中「かんがみ」を「鑑み」に改める。

第2条第2号中「当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）」を「次のいずれかに該当するもの」に改め、同号に次のように加える。

ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁氣的記録（電磁氣方式（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）

イ 個人識別符号が含まれるもの

第2条中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。

(4) 要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報をいう。

第7条第3項中「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」を「要配慮個人情報」に改める。

第18条第3号中「できることとなるものを含む。）」の次に「若しくは個人識

別符号が含まれるもの」を加える。

第19条第2項中「記述等」の次に「及び個人識別符号」を加える。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

大口町個人情報保護条例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度通信情報社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、個人の人格尊厳の理念に基づき、適正な取扱いに関する事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し町政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア <u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁氣的記録（電磁氣方式（電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式をいう。）で作られる記録をいう。以下同じ。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u></p> <p>イ <u>個人識別符号が含まれるもの</u></p> <p>(3) <u>個人識別符号 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）第2条第3項に規定する個人識別符号をいう。</u></p> <p>(4) <u>要配慮個人情報 本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被つた事実その他本人に対する不当な</u></p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、高度通信情報社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人の人格尊厳の理念に基づき、適正な取扱いに関する事項を定めるとともに、町の実施機関が保有する個人情報の開示、訂正等を請求する権利を明らかにすることにより、個人の権利利益を保護し町政の公正で適正な運営を図ることを目的とする。</p> <p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>(1) 実施機関 略</p> <p>(2) 個人情報 個人に関する情報であつて、<u>当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）</u>をいう。</p>

新	旧
<p><u>差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして規則で定める記述等が含まれる個人情報</u>をいう。</p> <p>(5) 保有個人情報 略</p> <p>(6) 事業者 略</p> <p>(7) 本人 略</p> <p>(取得の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、法令等に定める場合又は大口町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認める場合を除き、<u>要配慮個人情報</u>を取得してはならない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）<u>若しくは個人識別符号が含まれるもの</u>又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(部分開示)</p>	<p>(3) 保有個人情報 略</p> <p>(4) 事業者 略</p> <p>(5) 本人 略</p> <p>(取得の制限)</p> <p>第7条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 実施機関は、法令等に定める場合又は大口町情報公開・個人情報保護審査会の意見を聴いて公益上特に必要と認める場合を除き、<u>思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報</u>を取得してはならない。</p> <p>(保有個人情報の開示義務)</p> <p>第18条 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア～エ 略</p> <p>(4)～(7) 略</p> <p>(部分開示)</p>

新	旧
<p>第19条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等及び個人識別符号の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>	<p>第19条 略</p> <p>2 開示請求に係る保有個人情報に前条第3号の情報（開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものに限る。）が含まれている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、開示しても、開示請求者以外の個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。</p>

# 改正要旨

## 1 改正の趣旨

個人情報保護法及び行政機関個人情報保護法が改正され、平成29年5月30日から施行されたことにより、指紋データ等の生体認証に係る情報、旅券番号等が、「個人識別符号」として個人情報に該当すると明確化されました。また、これまで情報の収集が制限されていた、人種・信条・社会的身分等といった慎重に扱われるべき情報が、「要配慮個人情報」として定義されました。

地方公共団体が扱う個人情報についても、同じ取り扱いとするため、本町においても同様の改正を行うものです。

## 2 改正の概要

### (1) 個人情報を再定義

個人情報について、次のいずれかに該当するものとして定義しました。

ア 個人識別符号を除いた、氏名・生年月日・その他の記述等（紙の台帳やコンピュータ等に記録された一切の事項を含む）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することで特定の個人を識別できるものを含む）

イ 個人識別符号を含むもの

### (2) 個人識別符号を定義

個人識別符号について、国と同じ取り扱いとするため、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の規定を引用して定義しました。

○「個人識別符号」とは

他の人との重複が無く、個人を特定できるもので

①コンピュータで処理するために、指紋・静脈・顔・その他の身体的な特徴を捉えたデータから生成される文字・番号・記号その他の符号

②運転免許証番号・パスポートの旅券番号・健康保険等の被保険者識別番号等の、個人に対して発行される文字・番号・記号その他の符号

のことを言います。

(3) 要配慮個人情報を定義

要配慮個人情報について、本人の人種・信条・社会的身分・病歴・犯罪の経歴・犯罪により害を被った事実・その他本人に対する不当な差別・不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものに関する記述等が含まれる個人情報として定義しました。

3 施行期日

平成30年4月1日から施行します。